

議案第 97 号

白岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

白岡市農業集落排水処理施設条例（平成 12 年白岡町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「納入通知書」の次に「又は口座振替の方法」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が必要があると認めたときは、毎月徴収することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

使用者の利便性の向上と徴収経費の削減を図るため、農業集落排水処理施設使用料を水道料金と合算請求することに伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。